国立大学法人東京農工大学研究倫理委員会細則の一部改正

現行	改正	改正理由
本則 （組織） 第３条　委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。 (1)　（略） (2)　理事（総務・渉外担当） (3)・(4)　（略） (5)　次長のうちから次条に規定する委員長が指名する者　１人 (6)　（略） ２　（略） （事務） 第10条　委員会の事務は、研究支援課において処理する。	本則 （組織） 第３条　委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。 (1)　（略） (2)　理事（総務・経営企画担当） (3)・(4)　（略） (5)　研究・財務戦略部長 (6)　（略） ２　（略） （事務） 第10条　委員会の事務は、研究・財務戦略部研究支援課において処理する。	

附　則（令和３年４月１日規程第15号）

この規程は、令和３年４月１日から施行する。